

う。)の内訳を専門職・非専門職別、評価別、基本給別に明示して、スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（以下「組合」という。）と協議しなかったこと、及び②一時金の会社配分を妥結内容どおりに全額支給しなかったことが、労働組合法第7条の不当労働行為に該当するとして、平成10年8月4日（以下、平成の元号は省略する。）、組合が、大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」という。）に救済を申し立てた事件である。

2 請求する救済内容の要旨

- (1) 会社は、昭和50年度以降の一時金について、会社配分の内訳を専門職・非専門職別、評価別、基本給別に明示し、誠実に団交を行うこと
- (2) 会社は、昭和50年度以降の一時金妥結内容に基づく全額を支給すること
- (3) 謝罪文の掲示及び社内報への掲載

3 初審命令の要旨

初審大阪府労委は、13年2月20日付けで、①9年度以前の一時金に関する団交及び同年度夏季一時金以前の一時金の支払については、妥結時期及び支払日から1年以上経過した後の申立てであるから、組合の救済申立てを却下すること、及び②9年度冬季一時金及び10年度一時金の支払並びに10年度一時金に関する団交における会社の対応に不当労働行為は認められないとして、組合の救済申立てを棄却することを決定し、同日、当事者双方に初審命令書を交付した。

4 再審査申立ての要旨

組合は、13年3月2日、これを不服として、初審命令の取消し及び上記2のとおり救済を求めて再審査を申し立てた。

5 本件の争点

- (1) 9年度以前の一時金に関する団交及び同年度夏季一時金以前の一時

金の支払について、申立期間が徒過していないか（争点1）。

(2) 一時金の会社配分が妥結内容どおりに支払われていないことが、組合に対する支配介入にあたるか（争点2）。

(3) 一時金の会社配分に関する団交における会社の対応は不誠実であったか（争点3）。

第2 当事者の主張の要旨

当事者の主張は、再審査における組合の以下の主張を付加するほかは、初審命令理由第2の1に記載されたとおりであるから、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「本件申立て」を「本件救済申立て」と読み替える。

- 1 申立期間の起算は事実を知り得た時からとすべきである。
- 2 初審命令は、「業績査定は、その事柄の性質上、各従業員につき個別に行われるものであって、平均原資との調整になじむものではない以上、平均原資を月数で示したにとどまる『理論的な原資総額』と、実際の支給総額との間に差異が生じることは避けられないものであり、そのことをもって会社の支払が妥結内容に反するとまでは言うことはできない。」と判断しているが、組合と会社との合意内容を履行していない会社の行為を容認するものであり、不当である。
- 3 会社は、会社配分「7.5%」で妥結した以上は、夏、冬合計で組合員有資格者平均基本給×7.35か月×7.5%×組合員有資格者数で計算された金額の支払を履行する義務がある。そうでなければ「会社配分7.5%」で妥結という妥結の意味がなくなる。会社は、実際の支払額をもって回答とするというのであれば、別紙2のような回答をすべきである。
- 4 初審命令は、「一時金の計算は、組合員有資格者である従業員全体に対して同じ方法により行われており、組合員についてのみ一時金の総額との

差異が生じているのではないことから、本件一時金の支払が組合員であることの故をもってなされた不利益処分であると言うことはできない」と判断しているが、全従業員が不利益を被っているのだから不利益を甘受せよと言っているのに等しいものであり、到底容認できない。

- 5 初審命令は、「会社配分の配分方法について組合と協議しないのは、事実上の団交拒否であり不誠実団交である」という点の当否について、何ら判断していない。

第3 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、初審命令理由第1（ただし、5を除く。）のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該認定した事実と同一であるから、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「本件申立て」を「本件救済申立て」と読み替えるものとする。

- 1 1を次のとおり改める。

「1 当事者等

(1) 会社は、肩書地に本社を置き、全国に支店、営業所、油槽所等を有し、原油の輸入・精製・販売等を行っており、その従業員数は本件初審審問終結時（12年1月21日）約1000名であった。なお、会社は、本件初審申立時（10年8月4日）は、エッソ石油株式会社であったが、12年2月にエッソ石油有限会社に組織変更し、さらに14年6月、モービル石油有限会社等と合併して現在のエクソンモービル有限会社となったものである。

(2) 組合は、肩書地に事務所を置き、会社の従業員並びに元従業員により組織された労働組合で、その組合員数は本件初審審問終結時33名であった。なお、会社には、その当時、組合のほかにスタンダード・ヴァキューム石油労働組合及びエッソ石油労働組合

があった。」

- 2 2 (1) 第 1 段落中「各年度の 6 月に」を「おおむね、各年度の 6 月に」に、同第 3 段落中「会社配分については、過去 20 年以上にわたり労使合意がなされてきた。」を「過去 20 年以上にわたり会社配分を含む形で一時金が妥結、支給されてきた。」に改める。
- 3 3 (1) 第 1 段落中「会社は組合に対し一時金の支給条件について提案した。」を「会社は組合に対し、別紙 1 のとおり、一時金の支給条件について提案した。」に改める。
- 4 3 (2) の末尾に「これに対し、会社は、会社提案の内容を維持し、同提案を回答としたいと述べた。」を加える。
- 5 3 (3) 第 2 段落中「理論的な原資と実際の支払額とのズレや誤差は生じるものであると説明した。」を「理論的な原資と実際の支払額とのズレや誤差は生じるものであると述べた。」に改める。
- 6 3 (6) 第 1 段落中「会社回答書」を「会社回答」に改める。

第 4 当委員会の判断

- 1 9 年度以前の一時金に関する団交及び同年度夏季一時金以前の一時金の支払について、申立期間が徒過していないか（争点 1）

当委員会の判断は、初審命令理由第 2 の 2 (1) のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるから、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「前記第 1」を「前記第 3 で改めた上で引用した初審命令理由第 1」と、「当委員会」を「労働委員会」と、「本件申立て」を「本件救済申立て」と、それぞれ読み替える。

- (1) 第 4 段落中「労働委員会規則第 3 4 条第 1 項第 3 号」を「労働委員会規則第 3 3 条第 1 項第 3 号」に改める。
- (2) 第 4 段落の末尾に行を改めて次を加える。

「 なお、組合は、申立期間の起算は事実を知り得た時からとすべきであると主張する。しかしながら、労働組合法第27条第2項には「労働委員会は、申立てが、行為の日（継続する行為にあつてはその終了した日）から1年を経過した事件に係るものであるときは、これを受けることができない」と規定されており、申立期間の起算は行為の日からとされているのであるから、組合の上記主張は失当である。 」

2 一時金の会社配分が妥結内容どおりに支払われていないことが、組合に対する支配介入に当たるか（争点2）

当委員会の判断は、初審命令理由第2の2(2)のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「本件申立て」を「本件救済申立て」と、「前記第1」を「前記第3で改めた上で引用した初審命令理由第1」と、それぞれ読み替える。

(1) 冒頭部分の第2段落中「前記(1)判断」を「上記1で改めた上で引用した初審命令理由第2の2(1)」に改め、「異議を留保し地方労働委員会への」を削除する。

(2) ウを次のとおり改める。

「ウ ところで、組合は、一時金の会社配分が、「組合員有資格者平均基本給×7.35か月×7.5%×組合員有資格者数」で算出される「理論的な原資総額」どおりに支払われていないことが、妥結内容違反に当たり、不当労働行為を構成すると主張する。

しかしながら、会社による妥結内容違反が不当労働行為になるためには、その違反が組合との妥結内容を軽視し、組合の立場を著しく不安定にすることによって、組合を弱体化するものであるといえることが必要である。これを本件についてみると、下記(ア)ないし(ウ)の事情からして、会社が「理論的な原資総額」どおりに一時金を支

払っていないことは組合を弱体化するものとはいえない。そうすると、これが妥結内容に違反するか否かを検討するまでもなく、不当労働行為の成立を認めることはできない。

- (7) 会社の一時金は、過去20年以上にわたり会社配分を含む形で妥結、支給されてきていることからすると、会社が、9年度冬期一時金及び10年度一時金の会社配分について、従来同様の回答を行い、従来どおり支払おうとすることが格別不自然、不合理であるとはいえない。

この点について、組合は、会社が別紙1のように「一時金年間月率7.35か月、うち会社配分7.5%」と回答したことに対し、別紙2のように「一時金年間月率6.8か月＋会社配分」と回答すべきだったなどと主張する。しかし、組合は上記各一時金交渉当時にこのような主張をしていたわけではなく、会社の上記回答は従来のもと同様であったのだから、組合弱体化意図があったとはいえず、組合の上記主張は、本件不当労働行為の成否の判断を左右するものではない。

- (イ) 業績査定は、各従業員につき個別に行われるものであり、平均原資との調整になじむものではない以上、平均原資を月数で示したにとどまる「理論的な原資総額」と、実際の支給総額とが完全に一致することは想定し難い。そうすると、会社が「理論的な原資総額」と実際の支給総額の差額は誤差にすぎないと考え、妥結内容に違反するものとは認識していなかったことはやむを得ず、会社が敢えて少なく支給しようとしたとは認められない。

- (ウ) 一時金の計算は、組合員有資格者である従業員全員に対して同じ方法により行われており、組合の組合員についてのみ原資

総額との差異が生じているのではないから、組合の組合員を狙って妥結内容どおりに支払わなかったものとみることもできない。」

(3) 最終段落を次のとおり改める。

「 以上のことからすれば、会社が、9年度冬期一時金及び10年度一時金を、妥結内容に従い算出された理論的な原資総額どおりに支払わなかったとしても、これをもって会社が組合に対する支配介入の不当労働行為を行ったとはいえない。

なお、組合は、初審命令は全従業員が不利益を被っているのだから組合の組合員も不利益を甘受せよと言っているのに等しいなどと主張するが、初審命令は、要するに、全従業員が同じ取扱いをされており、組合員のみが差別的な取扱いをされているのではない旨をいうものにはすぎないから、失当な主張というほかない。」

3 一時金の会社配分に関する団交における会社の対応は不誠実であったか(争点3)

当委員会の判断は、初審命令理由第2の2(3)と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「前記第1」を「前記第3で改めた上で引用した初審命令理由第1」と読み替える。

以上のとおりであるので、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成22年11月10日

中央労働委員会

第三部会長 赤 塚 信 雄 ㊟

20年5月20日付け「一時金（賞与）に関する会社提案」（甲 45-1）より抜粋

1998年度の一時金（賞与）支給条件につき、下記の通り提案します。

記

1. 支給額

年間、組合員有資格者昇給後基本給の7.35カ月分

夏： 3.65カ月

冬： 3.7カ月

2. 会社配分

7.5%

3. 支給日

夏： 妥結日より別途定める。

冬： 11月27日（金）

4. その他の条件

昨年と同様

22年1月14日付け組合準備書面より抜粋

1、支給額			
年間、組合員有資格者昇給後基本給の6.79875(6.80)カ月分プラス会社配分			
夏：3.4カ月			
冬：3.4カ月			
2、会社配分は以下の通りとする。			
(1) 成績配分			
<u>専門職</u>	<u>事務・技能職</u>	<u>配分月率(夏)</u>	<u>配分月率(冬)</u>
1. 0		0.3650カ月	0.370カ月
2. 0	A	0.3285	0.333
2.5/3.0	B1/B2	0.1825	0.185
3.5	C	0.0365	0.037
4. 0		0	0
(2) 基本給区分別配分			
基本給22万円以下		24500円	
基本給22万100円～24万円		26900円	
基本給24万100円～26万円		29300円	
基本給26万100円～28万円		31700円	
基本給28万100円～30万円		34100円	
基本給30万100円～32万円		36500円	
基本給32万100円～34万円		38900円	
基本給34万100円～36万円		41300円	
基本給36万100円～38万円		43700円	
基本給38万100円～40万円		46100円	
基本給40万100円～42万円		48500円	
基本給42万100円～44万円		51900円	
基本給44万100円～46万円		53300円	
基本給46万100円～48万円		46100円	
基本給48万100円～50万円		38900円	
基本給50万100円～52万円		31700円	
基本給52万100円以上		24500円	